

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、事務長として勤務していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し、「うつ病エピソード」と診断された。請求人によれば、新規施設の開設準備のため、平成〇年〇月下旬頃から業務が過大となって長時間労働となり、平成〇年〇月末頃には、新規施設の売上げの不良について強い叱責を受け、睡眠障害、食欲不振、脱水症状を引き起こすような状態になったという。さらに、請求人によれば、同年〇月末頃には経理の不明瞭な点を指摘され、一方的に横領の疑いをかけられたという。
- 3 本件は、請求人が発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、本件各処分を不服としてその取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、平成〇年〇月〇日頃に I C D - 1 0 診断ガイドラインにおける「F 3 2 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。
- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に説示する「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。
- (3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

ア 請求人は、①新規施設の開設準備のために、平成〇年〇月下旬頃から同年〇月頃にかけて業務量が増加したということ、②平成〇年〇月〇日にオープンした新規施設の利用者数が見込みよりも低いため売上げが不良であることにつき、同月末から同年〇月初旬頃に、社長と常務から責任を問われ叱責されたということ、③平成〇年〇月期の決算税務申告書の作成に際して領収書原本を紛失し、平成〇年〇月下旬から同年〇月にかけて不正経理につき社長と常務から責任を追及され、全額を返還する旨の書面を作成しないと懲戒解雇にすると言われること等の出来事があり、これらによる心理的負荷が原因となって本件疾病を発病した旨主張しているので、以下検討する。

イ 上記アの①の出来事を認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて評価すると、決定書理由に説示するとおり、請求人は、以前に同様の開設業務を経験しており、当該業務を行うに当たって、特に困難な状況は認められず、当該業務により、時間外労働時間数が増加した

客観的な事実も認められないことから、当審査会としても、当該出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」であるものと判断する。

ウ 次に、上記アの②の出来事を認定基準別表1の具体的出来事「会社で起きた事故、事件について、責任を問われた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて評価すると、決定書理由に説示するとおり、新規施設の施設長としての業務は実質的に部下が行っており、仮に請求人が責任を問われ叱責されたと認識したとしても、特段の事後対応を求められたり、ペナルティを科されたという事実も認められないことに鑑みると、当審査会としても、当該出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」であるものと判断する。

エ さらに、上記アの③の出来事を請求人の経理業務に係る一連の出来事として認定基準別表1の具体的出来事「退職を強要された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当するとみて検討すると、(a)請求人は、経理責任者である事務長職という立場にあり、会社経費の収支関係を全て把握していたものであり、小口現金の管理についても請求人が依頼して引き出された現金を全て請求人の机に施錠した状態で管理していたこと、(b)ところが、請求人は、平成〇年〇月期の決算税務申告書の作成に際し、現金小口で支払った約80万円の支出につき約100枚の領収書原本を紛失したこと、(c)会社側は、領収書原本の紛失に加え、小口現金の支払が不明瞭なところがあったことなどから、経理関係の調査に入り、請求人からも複数回にわたり説明を求めたが、請求人から納得の得られる回答はなく、事実関係の解明に至らなかったなどの事情に鑑みると、決定書理由に説示するとおり、会社側として、平成〇年〇月〇日に80分間にわたり請求人に説明を求め、懲戒解雇も考えなければならぬ旨の発言に及んだこともやむを得ないものと認められ、当審査会としても、当該出来事の心理的負荷の総合評価は「中」であるものと判断する。

(4) 上記のとおり、請求人には、業務による心理的負荷の総合評価が「中」の出来事が1つ、「弱」の出来事が2つ認められるものの、恒常的長時間労働も認められないことから、その全体評価は「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件各処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

